

令和元年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和元年6月11日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和元年第2回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和元年6月11日(火)

午前10時00分 開会・開議

会期 令和元年6月11日～6月13日(3日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	5番 小峰 陽一 議員 会議録署名議員の指名 6番 石田 芳英 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第41号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度奥多摩町一般会計補正予算(第7号))	原案承認
7	議案第42号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)	原案承認
8	議案第43号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
9	議案第44号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例)	原案承認
10	議案第45号	おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第46号	大丹波国際釣場管理棟建設工事請負契約について	原案可決
12	議案第47号	防災行政無線戸別受信機設置委託契約について	原案可決
13	議案第48号	ポンプ自動車購入契約について	原案可決
14	議案第49号	普通財産の無償貸付の変更について	原案可決
15	議案第50号	古里診療所の指定管理者の指定について	原案可決
16	議案第51号	奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を 求めることについて	原案同意

日程	議案番号	議 案 名		結 果
17	議案第 52 号	令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）		原案可決
18	—	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について		決定
19	—	陳情の受付について	陳情第 4 号	経済厚生常任 委員会付託

(午後 2 時 21 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（師岡 伸公君） これより令和元年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

5 番、小峰 陽一議員、

6 番、石田 芳英議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 5 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 6 月 5 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日から明後日 6 月 13 日までの 3 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず、上程された議案等は全 13 件であります。本日 1 日で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受け付けは、陳情が 1 件と報告されましたので、本日 11 日、本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査を願います。なお、この審査が行われた陳情の採決は、明後日 13 日に行います。

次に、一般質問であります、本会議 2 日目の明後日 13 日に行います。通告者は 9 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされますようご協力をお願いします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第 41 号の専決処分の承認を求めることについてから議案第 50 号の指定管理者の指定についてまでは、それぞれ単独上程のうえ、採決は即決と決定しております。

なお、議案第 46 号から議案第 48 号までの 3 議案につきましては、契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 51 号の人事案件については、単独上程の即決とし、採決については無記名投票と決定しております。

次に、議案第 52 号 令和元年度一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、単独上程とし、採決は即決と決定しております。初めに、副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

次に、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦については、単独上程とし、議員推薦による即決と決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 3 日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 3 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく願いいたします。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日、令和元年第 2 回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

先の天皇陛下がご退位され、新たに天皇陛下がご即位なされましたことにより、この5月1日付で元号が平成から令和になりました。また、新天皇陛下のご即位に伴いまして、多くの方々は、4月27日から5月6日まで10日間に及ぶ長期の連続休暇となりました。町ではこの長期休暇中も住民皆様の生活に影響のないよう、ごみ収集や奥多摩病院の臨時診療、社会福祉協議会による高齢者デイサービスの実施、図書館の開館などを行い、住民生活に支障のないよう対応させていただいたところであります。

次に、昨年からJR東日本八王子支社により実施されておりました奥多摩駅舎のリニューアルが完了いたしました。改修された駅舎では、住民皆様が利用しやすいように、電車やバスの利用者のための空調設備の整った待合室などを設置し、観光客向けには更衣室や靴洗い場が新設され、内外装には多摩産材も使用されております。また、2階の店舗も全面改装されるなど利便性の向上を含め、75年前に営業を開始した奥多摩駅の歴史に新たな1ページを加えることになりました。4月13日には記念セレモニー、おきたマルシェのイベントが行われ、観光客を始め、多くの方々でにぎわったところでございます。

さて、近年、私は、当町の最大の課題である人口減少への取り組みとして、少子化対策と定住化対策を「奥多摩創造プロジェクト」に位置づけ、重点的に、また、積極的に推進してまいりました。交流・ふれあいの場の提供から15項目に及ぶ子ども・子育て支援推進事業の推進、若者定住応援補助金による支援や分譲地の整備、町営若者住宅の整備、ご寄付をいただきました空家を活用しました若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅等の整備など、一体的に推進してまいりました。このような取り組みにより、さまざまな効果が出てきたのではないかなというふうに感じるところでございます。

従来、奥多摩町の人口の減少は、一番多いときで200台、少ないときでも100台、3けた台の人口減がずっと続いてまいりました。平成29年における人口の減少は37名減、平成30年では54名の減と2けた台になり、減少幅が少なくなっていることがその一端ではないかなというふうに感じているところでございます。

特に、子どもたちに関しましては、4月8日には古里小学校、氷川小学校で入学式が行われました。氷川小学校は、12名の新1年生のうち、6名の保護者が町外よりの転入やUターンにより町内へ戻られた方です。古里小学校に至りましては、16名の新1年生のうち、実に15名がUターン、Iターンとして入学をされました。また、中学校においても、28名の新1年生のうち、17名が今申し上げたような方々でございます。

したがって、ここ数年来、15項目にわたる子育て支援、あるいは若者住宅等を着実にやってきた結果、将来のいろんな意味での結果が少しずつできてきたのではないかな

というふうを感じるところでございます。これからもこの政策を実行することによって大きな第5期長期総合計画の目標である人口4,800人、高齢化率ができるだけ下げる政策を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、奥多摩中学校では5月25日に体育大会が、古里小学校では6月1日に運動会が開催されました。両日とも大変天候に恵まれ、小・中学校の児童・生徒たちは張り切って競技を行っておりました。私も両小学校、中学校に参り、いろんな競技を見てまいりましたけれども、児童・生徒数が以前ほどの人数ではないにせよ、一人でも多く自然環境に恵まれたこの奥多摩町で生き生きと勉強に、スポーツに励んでいる姿を見ることは大変うれしく思ったところでございます。議員の皆さんも参加をしていただき、鑑賞し、私と同じようなことを感じたのではないかなというふうに思います。

当日、この時期の運動会としましては大変暑い日が続いておりましたので、熱中症などにならないよう教職員とともに気を付けておりましたが、何事もなく無事に終了し、保護者の方々も熱心に観戦し、大いに楽しんでいただいたのではないかなというふうに思います。

また、6月9日には、隔年で行っております第28回奥多摩町歩く大会を開催したところであります。あいにくの天気でありましたが、小さなお子さんを含めて大勢の方に参加をいただき、パラリンピックの正式種目であるボッチャなどのスポーツを楽しんでいただきました。

また、今回はスペシャルゲストとして女子バレーボール元日本代表でオリンピックでもあります狩野舞子選手に参加いただいたことは、特にお子さんたちを含め、参加者にとって普段接することの少ない一流のアスリートと身近に触れ合うことができ、よい記念になったのではないかなというふうに思います。

狩野選手は、私も余りこれとって記憶がないんですけども、すばらしい体格の持ち主であり、また、その経歴で自分がいろんな体の部分、特にアキレス腱を2回も切ったというような経験の持ち主のようでございますけれども、それにも負けずに最終的には夢に向かい、自分のやろうとすることに対していろんな意味で頑張ってこられたのかな、最終的にはオリンピックも出て銅メダルを獲得したという選手でございます。非常に体格もよく、ある意味では、いろんな質問していただきまして、その部分が皆さんによい接し方ができたのではないかなというふうに思っているところでございます。

今後も来年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、来年7月12日に予定されております町内で行われます聖火リレーや奥多摩湖に設置が予定

されています大会マスコット像など、さまざまな機会をとらえ、住民皆様の記憶に残る大会になるよう、今後とも町としてはオリンピック・パラリンピックの機運醸成に向けてPRをしてまいりたいということと同時に、今後は奥多摩町の中で走る聖火リレーのランナーをいよいよ最終的には決めていくということになるかと思えます。そういう点で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックが復興五輪と言われておりますけれども、全国的に盛り上がり、特に東京で開催されるそれぞれの地域を一筆書きでオリンピックの聖火が回るということも決定しておりますので、多くの皆さんにぜひ理解をし、関心を持っていただきたいというふうに思っております。

改めまして、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第41号 平成30年度奥多摩町一般会計補正予算（第7号）の主な内容は、地方消費税交付金等の諸交付金、特別交付税、東京都市町村総合交付金及び公共施設整備基金繰入金等の額の確定に伴い、庁舎建設基金積立金、財政調整基金積立金へ積み増しを行ったものであります。

議案第42号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正により、ふるさと納税制度の見直しに係る寄附金税額控除、消費税の引き上げに当たって住宅借入金特別控除期間の延長、軽自動車のグリーン化特例として軽自動車税の税率の特例等について改正を行うものであります。

議案第43号は、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の課税限度額、医療分を3万円引き上げて61万円とすること及び低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得額を拡大するための改正を行うものであります。

議案第44号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、消費税引き上げに伴う低所得高齢者への対策として、さらに対象者を拡大し、軽減するための改正を行うものであります。

この議案第41号から議案第44号の4議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとしております。

これは先の国会におきまして、毎年的狀況でございますけれども、日切れ法案という形で国会で議決をし、それを4月以降すぐに実行するという意味で専決をさせていただいたものでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、議案第 45 号 おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、最低賃金及び物価の上昇に伴い、奥多摩温泉もえぎの湯の利用料の見直しを行うものであります。

議案第 46 号 大丹波国際釣場管理棟建設工事請負契約については、大丹波国際釣場管理棟を建設するため工事を発注するものであります。

議案第 47 号 防災行政無線戸別受信機設置委託契約については、昨年度施工いたしました防災行政無線デジタル化更新工事に伴うデジタル化に対応した戸別受信機を設置するための委託を行うものであります。

議案第 48 号 ポンプ自動車の購入契約につきましては、消防団に配備されておりますポンプ自動車を更新するため購入を行うものであります。

この議案第 46 号から議案第 48 号までの 3 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

議案第 49 号 普通財産の無償貸付の変更については、昨年第 4 回町議会定例会におきまして、社会福祉法人双葉会、特別養護老人ホーム琴清苑の建設用地として無償貸付とすることに議決をいただきましたが、貸付期間の変更が生じたため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をいただくものであります。

議案第 50 号 古里診療所の指定管理者の指定については、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき、その指定について議会の議決をいただくものであります。

議案第 51 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつきましては、令和元年 6 月 19 日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員、山宮敏夫氏の後任として再び同氏を選任するため、議会の同意を得るものでございます。

議案第 52 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）については、現在執行しております令和元年度一般会計予算の補正予算案であります。

以上、専決処分 4 件、条例の一部改正 1 件、契約案件 3 件、財産の貸付に関する案件 1 件、指定管理者の指定が 1 件、委員の選任について同意を求める案件 1 件、補正予算案 1 件の計 12 件であります。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長を始め、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、この5月27日に檜原村で発生しました大規模な山林火災では、自衛隊の災害派遣による大型ヘリコプターの離発着が登計原総合グラウンドで行われた際、早朝からの飛行により騒音の発生や砂ぼこりが上がったにもかかわらず、近隣住民皆様にはご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。また、町の消防団員にありましては、登計原総合グラウンドへ砂ぼこり対策として散水を実施していただきましたことにつきましてもお礼を申し上げます。

この火災については、相当の面積が焼け、無事に消火が終わりましたが、檜原の坂本村長からも町に対しましてお礼のご挨拶があったことを申し伝えたいと思います。

また、3月15日から3月25日にかけて4会場6日程で開催しました土砂災害特別警戒区域の指定についての説明会では、多くの住民皆様にご出席をいただき、さまざまなご意見等を頂戴いたしました。町としましても住民の生命の安全を確保するため、今年度、土砂災害特別警戒区域内にあります住宅の土砂災害対策に係る改修について補助金制度を制定いたしました。さらに土砂災害ハザードマップを作成し、全世帯へ配布を予定するなど、ソフト・ハードの両面で対策を実施してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には引き続き諸事業等につきましてもご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和元年度第2回奥多摩町議会定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて、平成30年度奥多摩町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度奥多摩町一般会計補正予算（第7号））につきましても提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないことから、平成31年3月29日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、その内容を報告し、承認を求めますのでございます。

次のページの専決処分書でございますが、平成30年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。

理由でございますが、都支出金等の交付決定によりまして、後年度の財政運営に資するため、専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をごらんください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億366万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,669万3,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税は2万円を減額、自動車重量譲与税は147万4,000円を減額し、地方譲与税の計を2,937万3,000円に、利子割交付金は26万9,000円を追加し、利子割交付金の計を96万3,000円に、配当割交付金は14万円を減額し、配当割交付金の計を319万7,000円に、株式等譲渡所得割交付金は26万3,000円を追加し、株式等譲渡所得割交付金の計を257万3,000円に、地方消費税交付金は215万1,000円を追加し、地方消費税交付金の計を9,581万8,000円に、自動車取得税交付金は36万3,000円を追加し、自動車取得税交付金の計を1,738万6,000円に、地方交付税は特別交付税の額の決定に伴い、8,359万円を追加し、地方交付税の計を17億8,652万4,000円に、交通安全対策特別交付金は19万円を減額し、交通安全対策特別交付金の計を131万円に、都支出金のうち、都補助金は、市町村総合交付金等の額の確定により1億3,384万6,000円を追加し、都支出金の計を26億801万2,000円に、財産収入のうち財産運用収入は23万7,000円を追加、財産売払収入は69万円を追加し、財産収入の計を5,492万9,000円に、寄付金は10万円を減額し、寄付金の計を556万円に、繰入金のうち、基金繰入金は、都市町村総合交付金等の増額交付に伴い1億2,300万円を減額し、公共施設整備基金に9,300万円、観光施設等整備基金に3,000万円を戻し入れ、繰入金の計を2億500万5,000円に、2ページに移りまして、諸収入のうち、雑入は718万2,000円を追加し、諸収入の計を4億5,499万9,000円とするもので、今回の歳入補正額は1億366万7,000円を追加し、歳入の合計額を65億7,669万3,000円とするものでございます。

次に、3ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、都市町村総合交付金等の増額交付に伴い、財政調整基金に399万7,000円、減債基金に70万1,000円、公共施設整備基金に7万7,000円、庁舎建設基金に1億3万2,000円を積み立てるなど計1億538万5,000円を追加、徴税費は10万円を追加し、総務費の計を10億3,459万9,000円に、民生費のうち、社会福祉費は

20万円を追加し、民生費の計を12億673万7,000円に、農林水産業費のうち、農業費は15万円を追加、林業費は220万円を減額し、農林水産業費の計を9億5,634万6,000円に、商工費のうち、観光費は12万円を追加し、商工費の計を4億5,895万1,000円に、土木費のうち、土木管理費は15万円を追加、道路橋梁費は財源の組み替えで額に変更はなく、土木費の計を12億5,234万2,000円に、消防費は10万円を追加し、消防費の計を3億1,826万2,000円に、教育費のうち、教育総務費は20万円を減額し、教育費の計を5億2,634万3,000円に、災害復旧費のうち、農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費は、財源の組み替えで額に変更はなく、災害復旧費の計を1,396万4,000円に、予備費は予算調整により13万8,000円を減額し、予備費の計を859万9,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の1億366万7,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の65億7,669万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第41号の質疑を行います。質疑はありますか。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

ただいまの説明の都支出金等が増えたのを基金に主に充てたということによろしいですか。振り分けのところの説明が早くてちょっととれなかったもので、もう一回説明いただくとありがたいです。

○議長（師岡 伸公君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 私の説明の中で、今の恐らくご質問されたところは、都補助金は市町村総合交付金等の額の確定により1億3,384万6,000円を追加しというのが歳入のほうです。そして歳出では都市町村総合交付金等の増額交付に伴い、財政調整基金に399万7,000円、減債基金に70万1,000円、公共施設整備基金に7万7,000円、そして庁舎建設基金に1億3万2,000円を積み立てをしました。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第41号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 41 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決いたします。

日程第 6 議案第 41 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 41 号については承認されました。

次に、日程第 7 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて(奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 原島 滋隆君 登壇]

○住民課長(原島 滋隆君) 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて提案のご説明をさせていただきます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりご報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをお開きください。平成 31 年専決第 2 号、専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明いたします。

理由。地方税法の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号)が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、専決処分するものです。

今回の法改正につきましては、ふるさと納税制度の見直しが令和元年 6 月 1 日に施行され、住宅ローン控除の拡充に伴う措置及び軽自動車税の税率の特例の見直しが平成 31 年 4 月 1 日に施行となり、あわせて令和 2 年度分から義務化されます大法人の町民税の電子申告に伴う所要の措置につきましても本条例の施行日を法の施行日と合わせ、規定を整備したものでございます。

条例説明文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の概要によりご説明を申し上げます。

なお、専決のため、元号の表記につきましては 5 月 1 日以降の施行日のものにつきまし

でも平成としております。

それでは、概要書をごらんください。初めに記載しております内容は、ただいまご説明いたしました法改正に伴い、所要の条例改正を行ったことを記載してございますので、5行目の主な改正内容につきましてご説明をさせていただきます。

1つ目の改正のふるさと納税制度の見直しは、条例第33条の7及び条例附則第5条の4並びに附則第7条、第7条の2を改正するもので、ふるさと納税制度は個人が地方団体に寄附した場合、所得税及び住民税の算定から控除するものですが、今回の法改正では、本制度の健全な発展に向けて基準に適合する地方団体を納税対象として指定することとなり、指定につきましては総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で次のア及びイの条件を満たしていることが条件となりました。具体的には、寄附金の募集を適正に実施する地方団体であること。イでは返礼品の割合が3割以下であること及び返礼品を地場産材とすることが定められましたので、町の条例につきましても同様に改正したもので、施行は平成31年6月1日となります。

次の改正は、住宅ローン控除の拡充に伴う措置としまして条例附則第5条の3の2を改正するもので、住宅ローンは、ローン年末残高の1%を10年間所得税額から控除し、所得税額から控除し切れない場合に個人住民税から年最高13万6,500円を限度に控除するものですが、本年10月1日の消費税引き上げに当たり、住宅需要の平準化のため、所得税の住宅ローン控除期間が3年間延長されることから、個人住民税につきましてもこれまでと同様の基準により、期間を3年間延長するもので、施行は、平成31年4月1日となります。

次に、裏面をごらんください。次の改正は、軽自動車税の税率の特例の見直しとしまして条例附則第13条の6及び第14条、第14条の2を改正するもので、初回登録から14年を経過した車両に適用されます重課及び排出ガス燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい車両に対して税額を軽減するグリーン化特例につきまして改正するものです。

1点目の重課につきましては、平成31年度までと平成32年度以降で名称が軽自動車税の税率の特例から軽自動車税の種別割の税率の特例に変わったことから、第1条で平成31年度分について文言整理し、第2条関係で平成32年度以降について文言を整理したもので、税額に変更はございません。

2点目のグリーン化特例につきましては、現行の特例措置を平成31年度分につきましてもこれまで同様の対象区分の車両にこれまで同様の軽減割合で延長し、適用させるもので、記載してございますように、電気自動車等の環境性能の高い車両につきましては軽減

を 75%とし、以下、記載のとおり 50%軽減、25%軽減として延長するもので、施行はいずれも平成 31 年 4 月 1 日となります。

最後の改正は、大法人の町民税の電子申告に伴う所要の措置としまして条例第 47 条を改正するもので、資本金 1 億円以上の大法人につきましては、既に納税申告書をエルタックス等の電子申告で行うことが義務化されておりますが、災害やサイバー攻撃などにより電子的提出が困難と認められる一定の事由があるときは、地方団体の長の承認に基づき、電子的な提出に代えて書面による申告書の提出を可能とする改正で、平成 32 年 4 月 1 日施行となります。

以上で、議案第 42 号 専決処分書の承認を求めることについて提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 42 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 42 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 42 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 42 号については承認されました。

次に、日程第 8 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて（奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 原島 滋隆君 登壇〕

○住民課長（原島 滋隆君） 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりご報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをお開きください。平成 31 年専決第 3 号、専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明を申し上げます。

理由。地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、専決処分するものです。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の算定方法の変更について地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことから基準を改めるものです。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明を申し上げます。新旧対照表の 14 ページをお開きください。

第 2 条課税額では、法改正に合わせ、第 2 項の基礎課税額の下線部分の限度額を 58 万円から 61 万円に改めるもので、次の第 20 条国民健康保険税の減額では、第 1 項本文は第 2 条の改正により 58 万円を 61 万円に改めることから同様に額を改め、第 1 項第 2 号の 5 割軽減世帯の規定では、総所得金額等の合計が 33 万円に被保険者及び世帯員 1 人につき 27 万 5,000 円を加算した額を超えない世帯に適用していたものを下線部のように 28 万円に改め、次の第 3 号の 2 割軽減世帯の規定についても同様に、被保険者及び世帯員 1 人につき下線部のように 50 万円加算を 51 万円に改め、総所得金額等の合計額の適用範囲を緩和するものです。

次のページ 15 ページをごらんください。附則として、第 1 項施行期日でございますが、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項適用区分でございますが、改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 43 号の質疑を行います。2 番、大澤由香里議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

今回の改正は 3 月 29 日公布の地方税法施行令の改正に伴うものとの説明です。改正ポイントの 1 つは、軽減措置の対象範囲を拡大するとして 5 割軽減と 2 割軽減の対象となる

世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減は27.5万円から28万円に、2割軽減は50万円から51万円に引き上げるということですが、奥多摩町においてどのような所得の人たちがこの対象になってくるのか、また、どれくらい拡大するのか、それぞれの世帯数の変化と軽減効果、金額についてお尋ねします。

また、基礎にかかわる課税限度額が58万円から61万円、3万円の引き上げが行われております。今回、限度額が引き上がることによって増税になる、いわゆる国民健康保険税が増税になる世帯が生まれていると思いますが、どのような所得の人たちがこの対象になってくるのか、あるいはこれによって増税になる世帯が何世帯くらいあるのか、また、税収はどれくらい増えるのかということをお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 2番、大澤由香里議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の軽減世帯がどのように変化してということについてでございますけれども、軽減世帯と所得の判定につきましては、前年度の所得、これによって判定をしていくものですから、一概にどのように変化するかというのは、これは全部の申告が済んだ段階でないとはわかりませんので、前回、軽減を引き上げたときにどのような変化があったかということについてご説明をさせていただくということにさせていただければと思っております。

30年度末に実際に軽減世帯の対象につきましては、全体の61%ということで、このうち5割軽減と2割軽減につきましては、それぞれ約14%ずつということで、合わせまして28%程度の加入世帯はこの軽減の対象となっているということでございます。

なお、全国で見えますと、軽減世帯総数は厚労省の調べによりますと29年度末ということで986万世帯ということで34.4%ですので、町のほうが全体の割合では高いのかなというようなことが出ております。

また、前回引き上げたときの変化ということですが、5,000円加算の5割軽減世帯、これにつきましては率的な変化というのを見ても特段大きな変化というものは見て取ることができません。ただ、1万円加算されます2割軽減世帯のほうにつきましては、前年度との比率で言いますと、割合が1.3%増加しているということで、1万円軽減することによって2割軽減世帯は境界にあった方が2割の内側に入ってきたということで、全体の1.3%が増えたというような結果になっております。

それから、限度額のほうについてですけれども、こちらも税額等についてはその所得が前年度出てきた後にならないとわからないということで、これがすぐどうなるのかという

のは今お答えできないところですが、これまで昨年で言いますと、対象は1世帯、所得の内容ということでございますけれども、こちらは1世帯ということですので、逆にその内容を申し上げますと、その個人が特定される恐れがございますので、その点については差し控えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第43号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第43号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第43号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第43号については承認されました。

次に、日程第9 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） 議案第44号 専決処分の承認を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認を求めます。

次のページをお開きください。平成31年専決第4号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明申し上げます。

理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が、平成31年3月29日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため

議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、専決処分として報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための、関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律 123 号）の改正により、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減強化を行う仕組みを設け、平成 27 年 4 月から一部実施を行っていますが、令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げに合わせ、さらに軽減強化が行われるため、規定を整備する必要があるからでございます。

消費税引き上げに伴う低所得高齢者への対策として、平成 27 年度より保険料第 1 段階の保険料率を 0.5 から 0.45 としてきましたが、令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げに合わせて、さらに軽減対象を第 2 段階、第 3 段階の被保険者まで拡大し、それぞれ 0.3、0.5、0.7 へ軽減するものでございます。

ただし、軽減措置は消費税率の改定に合わせ、10 月から実施されますことから、平成 31 年度の保険料率は現行の保険料率と軽減後の保険料率との差の半分を新たな軽減率として加えることとさせていただきます。

条例改め文もでございますが、新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表 16 ページをお開き願います。

初めに、第 8 条、第 9 条及び第 10 条の改正につきましては、本条例の改正に合わせて文言整理をしたもので、下線部分の引用条文を介護保険法に基づくものとして「法」の 1 字を追加したものです。

次の第 13 条第 2 項中の下線部分、平成 30 年度を平成 31 年度に改め、3 万 4,100 円を 2 万 8,400 円に改めるもので、第 1 段階の年間保険料を 5,700 円引き下げるということとさせていただきます。

第 3 項及び第 4 項を加える規定につきましては、この 10 月の消費税 10%への引き上げに合わせて、さらに軽減対象を第 2 段階、第 3 段階の被保険者まで拡大するもので、第 3 項は第 2 段階も軽減対象とし、現行の 4 万 9,200 円の保険料を 4 万 3,500 円とするもので、次の 17 ページにかけましての第 4 項の規定は第 3 段階も軽減対象として、現行の 5 万 6,700 円の保険料を 5 万 4,900 円に引き下げをするため、それぞれ追加するものです。

次の第 29 条及び第 31 条の改正につきましても、先ほどご説明いたしました文言中の整理でございます。

附則といたしまして、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の奥多摩町介護保険条例第 13 条の規定は平成 31 年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 44 号専決処分の承認を求めることにつきまして提案の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 44 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 44 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 44 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 44 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 44 号については承認されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 20 分から再開いたします。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 10 議案第 45 号 おくたまコミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

〔観光産業課長 杉山 直也君 登壇〕

○観光産業課長（杉山 直也君） 議案第 45 号 おくたまコミュニティセンターの設置

及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、最低賃金及び物価の上昇に伴い、利用料金を改定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

おくたまコミュニティセンターもえぎの湯では、平成 26 年 4 月の消費税率 8%への改定時に利用料金の改定を行っておりますけれども、提案理由でございます近年の東京都の最低賃金の上昇により、前回の改定時であります平成 26 年度から東京都の最低賃金が 97 円の増額となっていることから、利用料金の改定を行うものでございます。

条例の改め文もでございますが、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。新旧対照表の 18 ページをお開きください。

別表第 5 条関係の利用料金及び利用時間などについて改めるものでございます。新旧対照表の右側が現行のもの、左側が変更後の内容となります。

別表中、大人 730 円を 800 円に、子ども 410 円を 450 円に改め、また、区分及び摘要欄にございます利用時間について、日ごろよりご利用いただいております多くのお客様から利用時間が足りないとのご意見をいただいていることから、利用時間を 2 時間から 3 時間へ改めるものでございます。

また、表中及び米印部分の記載事項で、「心身障害者」を「障害者」へ、「保護者」を「保護者等」へ及び「愛の手帳」を「愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳」へそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年 7 月 1 日から施行するものでございます。

なお、障害者及び足湯の利用料金及び 1 時間ごとの超過料金につきましては、現行のまま据え置くものとしております。

以上で、第 45 号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 45 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 45 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 45 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第45号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第45号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第46号 大丹波国際釣場管理棟建設工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第46号 大丹波国際釣場管理棟建設工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が5,000万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第2条の規定によりまして議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、大丹波国際釣場管理棟建設工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、1億9,580万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波45番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間一三氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

本請負契約につきましては、去る4月24日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6月12日が本契約となります。

工事の概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(師岡 伸公君) 観光産業課長。

○観光産業課長(杉山 直也君) それでは、議案第46号の工事概要につきましてご説明をさせていただきます。

入札調書の次のページをお開きください。工事の概要でございます。

工事件名は、大丹波国際釣場管理棟建設工事でございます。

工事場所は、奥多摩町大丹波 114 番地でございます。

工期につきましては、令和 2 年 2 月 28 日まででございます。

工事の概要でございますが、建築工事一式でございますが、管理棟につきましては鉄骨構造の 2 階建てで、1 階が 186.54 平方メートル、2 階が 47.19 平方メートルで、延べ床面積は合計で 233.73 平方メートルとなります。別棟の便所につきましては木造で、延べ床面積は 15.43 平方メートルとなります。また、別棟プロパン庫につきましては鋼構造で、延べ床面積は 1.62 平方メートルとなります。合計の延べ床面積につきましては 250.78 平方メートルとなります。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。場所につきましては、平成 30 年度に解体工事を行いました、旧大丹波国際釣場管理棟が建っていた場所と同じ場所へ建設を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。画面中央左側の赤い枠で囲ませていただきました場所に管理棟の建設を行うものでございます。管理棟建設箇所の右側の青い枠で囲ませていただいた場所につきましては、別棟の便所を建設を行うものでございます。便所につきましては、男子便所に洋便器 1 カ所及び小便器 1 カ所、女子便所に洋便器 2 カ所を設置いたします。別棟便所の左下の黄色の枠で囲ませていただきました場所へ別棟のプロパン庫の建設を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。管理棟の平面図でございます。平面図の上が都道側、下が大丹波川側となります。左側が 1 階部分で、右側が 2 階部分の平面図でございます。左側の 1 階部分でございますが、右に客席 32 席の食堂を配置いたします。面積は 75 平方メートルでございます。中央川側には 40.2 平方メートルの厨房を、中央の都道側には事務所兼受付及び職員詰所を配置いたします。1 階部分左側には男女の更衣室、シャワー室、脱衣所、だれでもトイレなどを配置いたします。次に、右側の 2 階部分でございますが、会議室を 2 部屋とトイレの配置を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。管理棟の立面図でございます。左側上段が建物を西方向の都道側から、左側下段が南方向から表わした立面図でございます。立面図の右側上段が建物を北方向から表わしたもので、食堂部分に面したものとなります。立面図右側下段が建物を東方向から、河川側から表わした図面となります。

以上で、議案第 46 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 46 号の質疑を行います。6 番、石田芳英議員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

管理棟に関してちょっとご質問させていただきますけれども、鉄骨造り 2 階建てということで建築されますけれども、壁面とか床とか天井などは木材が使われるかどうかということと、仮に使うとしたら奥多摩産材の材木が使われるかどうか、2 点をお伺いします。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 6 番、石田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ただいまご説明がありました管理棟の施設でございますけれども、外壁につきましては窯業系のサイディングボードという建材を使用する設計となっております。また、屋根につきましてはガルバリウム鋼板という耐候性にすぐれた鋼板を使った屋根となっております。内装につきましては、食堂部分は 40 センチ角の滑り止めの機能を備えたタイルを張る設計となっております。今ご質問にありました木の木材の使用については、今回は見込まれてないという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。8 番、高橋邦男議員。

○8 番（高橋 邦男君） 8 番、高橋です。

2 階の部分のことなんですけれども、管理棟の会議室が 2 部屋、主にどういう目的で使うのか。お客さんが使うのか、それともこの組合ですか、そちらのほうで使うのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8 番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

2 階の会議室の使用についてのご質問ということでございますが、現在は主に指定管理を受けております大丹波川国際虹鱒釣場運営委員会、こちらのほうの運営委員会などの会議を主に行うことで想定をしております。今後、指定管理者と調整をしながら、用途につきましては決定をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 46 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 46 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 46 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 46 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 47 号 防災行政無線戸別受信機設置委託契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 47 号 防災行政無線戸別受信機設置委託契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、防災行政無線戸別受信機設置委託でございます。

2、契約の方法は、特命随意契約でございます。

3、契約の金額は、6,292 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都三鷹市牟礼 6 丁目 21 番 11 号、日本無線株式会社関東支社、支社長、鈴木工氏でございます。

見積調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

本契約は入札ではなく、1 社の特命による随意契約でございますが、これは現在、町で平成 28 年度から防災行政無線のデジタル化に伴う諸整備を実施しており、平成 30 年度に整備しました防災行政無線デジタル化更新工事は、今回の契約の相手方と同じ日本無線株式会社関東支社が実施し、放送設備も同社製のものであり、同社の戸別受信機の導入により防災行政無線システムの機能を有効に活用すること。また、受信環境の信頼性を確保するため、地方自治法第 234 条第 2 項並びに同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、5 月 17 日に開催されました奥多摩町指名業者選定委員会で審議され、特命によ

る随意契約が決定されたものでございます。

本委託契約につきましては、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6月12日が本契約となります。

委託概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 議案第47号 防災行政無線戸別受信機設置委託契約の概要につきましてご説明申し上げます。

初めに、防災行政無線のデジタル化についてですが、電波法令の改正により2022年、令和4年でアナログが終了するため、デジタル化に更新するもので、平成28年度では、それまで使用していたアナログ操作卓が老朽化したことから、デジタル及びアナログに対応できる操作卓に更新しております。

29年度では、デジタル化に伴うアンテナの設置、電波の状況について調査し、デジタル化の工事を実施するための町内デジタル化の実設計画委託を行っております。

30年度では、従来から役場に設置されている親局、電波をカバーするために設置されている大塚山中継局及び古里小学校、旧古里中学校、日原消防館、旧小河内小学校に設置されている屋外拡声子局のデジタル化無線の機器製造及び据えつけ工事を行うとともに、新たに中継局として周遊道路の月夜見第1駐車場に月夜見中継局を設置しております。本委託では、戸別受信機を調達、町内各戸への据えつけ、調整試験等の業務を行うものでございます。

それでは、委託概要をご説明いたします。見積調書の次のページの1ページをお開きください。仕様書でございます。この仕様書に基づきましてご説明させていただきます。

第1章総則ですが、第1節通則事項の3で、本委託を設置する目的を記載しておりますが、委託により設置される設備につきましては、町において災害時の通信連絡を確保し、災害情報伝達を迅速かつ的確に行い、地域における防災、応急救援、災害復旧に関する業務を遂行し、地域住民の生命・財産の安全を確保するとともに、平常時には町における広報活動、防災行政連絡等に使用し、民生の安定、行政のさらなる向上を図ることを目的として設置するものでございます。

8で、業務期間は、令和2年2月28日までとするものです。

次に、2ページ、3ページは、委託を実施するに当たり遵守すべき一般事項及び共通事項でございますので、説明は省略させていただきます。

4ページをごらんください。第2章機器の仕様でございます。第1節設計概要の1、同報無線の概要ですが、町役場親局から町内に分散配置した屋外拡声子局及び戸別受信機により、屋内外の住民に対して情報を伝達するもので、(1)に記載しております親局、中継局、再送信子局からの回線方式によるものとし、機器はデジタル波無線による、昨年度整備いたしました同報無線設備を継続使用するものでございます。

(2)設備では、町内の公共施設及び一般家庭に戸別受信機を設置し、付属のロッドアンテナの受信が困難な場合はダイポール型空中線を使用するものでございます。

第2節設備機能の概要では、1、戸別受信局設備戸別受信機(標準型)の概要ですが、本装置は同報無線の屋内子局設備として使用されるデジタル無線方式の受信機で、(1)装置機能に記載のとおり、ア、スピーカーの音量調整が可能なもの、イで、ロッドアンテナでは、受信が困難な弱電界地域への対応として外部アンテナ用に接続端子を有するもの、ウで、親局、または遠隔制御局から指定の通報を120件・60分の範囲で録音できるもの、エとして、停電時等を含め、乾電池の使用を示すものでございます。

(2)で電気性能では5ページにかけてごらんください。一般性能、受信部性能、電源部等の性能を記載しており、下段の2の空中線は、アンテナの仕様を示すものでございます。

次に、6ページをごらんください。第3節機器構成品目では、本委託で設置する地区として1、戸別受信機では設置数量1,480台、対象地区は川井地区199台から白丸地区95台までの古里地区と海沢地区198台を設置するものでございます。

2、空中線90基は、弱電界地域に対応するもので、川井、大丹波、梅沢、丹三郎、海沢地区に対応するもので設置いたします。また、氷川地区、日原地区、小河内地区の戸別受信機は、今後令和2年度末までに整備をする予定でございます。

最後に、7ページは設置する戸別受信機の参考資料でございます。既存の受信機と外観はほぼ変わりはありません。

なお、事業者による訪問設置、改修となりますので、配布方法等につきましては広報おくたま、防災行政無線などを通じて周知し、委託業者を示す身分証明書を携帯するなど、不審な行為に間違わないように努めてまいります。

以上で、議案第47号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第47号の質疑を行います。4番、清水明議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

資料の4ページになります。4ページの上段です。第1節1の同報無線、(1)回線、信号、方式の項目のAで、親局、中継局というのは想像つくんですけども、再送信子局というこの辺がちょっと説明いただければありがたいんですけども。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 4番、清水議員のご質問にお答えいたします。

再送信子局の名称の部分ですけれども、平成30年度に設置いたしました月夜見中継局を指しております。

ちなみに親局は役場で、中継局というのは大塚山中継局、再送信子局は月夜見を言っております。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。10番、村木征一議員。

○10番（村木 征一君） 10番、村木でございます。

1点教えていただきたいと思うんですけども、今の説明ですと、令和2年度で旧氷川地区と小河内地区が令和2年度で設置をするということですが、今のアナログ式の受信機で当面はそのまま使えるということなんでしょうけども、そういう考えでよろしいんですか。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 10番、村木議員のご質問にお答えいたします。

この改修におきましてアナログとデジタルが併用で現在使われておりますので、令和2年度中は併用ということで使っていきますので、アナログも使えるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第47号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第47号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第47号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 47 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 48 号 ポンプ自動車購入契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 48 号 ポンプ自動車購入契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 700 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、ポンプ自動車購入でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、1,980 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都八王子市中野上町 2 丁目 31 番 1 号、日本機械工業株式会社、本社営業部部長、鈴木薫氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

本請負契約につきましては、去る 5 月 23 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6 月 12 日が本契約となります。

事業概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 48 号 ポンプ自動車購入契約の概要につきましてご説明申し上げます。入札調書の次のページをお開きください。ポンプ自動車購入の仕様書でございます。この仕様書に基づきましてご説明させていただきます。

第 1 総則ですが、1 として、この仕様書は、町が購入する消防ポンプ自動車のシャーシ、艀装などについて定めることとしております。

2 では、車両は、消防用シャーシにポンプ装置、消防器具等を積載し、機動性、耐久性を高めた走行安定性のよい緊急車両であり、運転操作、点検整備が容易な構造であること。

4 では、車両は仕様書に定める項目に適合し、道路運送車両法に適合し、承認を得られるものでなければならないことを規定しております。

次に、第4で、納入期限は令和2年3月20日、第5では、使用シャーシ、第6では、車両の諸元ですが、種類は、総務省消防庁標準規格消防ポンプ自動車用シャーシとして消防検定協会規格適合品の車両とするものでございます。

2ページをお開きください。完成車両の寸法ですが、全長が5メートル65センチ以下、幅1メートル92センチ以下、高さ2メートル57センチ以下、車両総重量は5トン未満、乗車定員が6人となります。

3ページをごらんください。第10の動力伝導装置、第11艤装についてから、3枚おめくりいただき8ページの第23その他までは、性能仕様書等でございますので、説明は省かせていただきます。

また、9ページ、10ページには参考といたしまして車両の艤装図、購入予定と同型である消防ポンプ自動車の正面及び側面の写真を添付しております。

総括仕様書につきましては以上でございますが、この消防用ポンプ自動車の配属先は第2分団を予定しております。

なお、同分団の現有ポンプ自動車にありましては、平成13年12月に配属車両となっております。消防ポンプ自動車のポンプの耐用年数はおおむね17年が基準となっていることから、ここで更新するものでございます。

また、ポンプ自動車の更新につきましては、今後この車両と同様におおむね18年を経過する車両から順次更新を進める予定でございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第48号の質疑を行います。5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

今回2分団に配属になるということですが、現在使っている車もまだ非常に余り傷みもないように感じるんですが、耐用年数を少し延ばしてもいいんじゃないかというような気がしますし、廃棄になるポンプ車の処分というのはどういうふうに行っているんでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 5番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

現在使っている部分のポンプの部分の部分が17年ということでございますので、そちらポンプ自動車につきましては18年、今年18年目になりますので、18年が基準として更新に

なるということでございます。

また、廃車される車でございますけれども、こちらは下取りとして引き取っていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） そうすると、この入札価格から下取りの金額がこの中にマイナスされているということではないんですか。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） こちらは入札価格からマイナスされているということではなくて、ほとんどの車両が下取り額はないということでございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（師岡 伸公君） 9番、原島幸次議員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島です。

1件お聞きしたいんですが、免許証の関係でいろいろ問題になっておりますけど、その辺の対応の件につきまして、普通の現在取っている、若者が取る免許証で対応できるのかどうか。その辺をお聞かせいただければありがたいなと。3分団にも入っていますので特に問題はないと思いますが、ちょっと確認をお願いしたいと思えます。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 9番、原島議員のご質問にお答えいたします。

今回のポンプ車につきましては、車両総重量が5トン未満ということですのでけれども、こちらは普通免許では運転できませんので、準中型免許になります。現在、奥多摩町消防団の中で普通免許を所持している方が5名ということで、こちらが今後補助金等もございしますので、準中型免許についてお願いをしているところでございます。2分団におかれましては1名が普通自動車免許ということで、1名がこの車両は対応できないということになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

済みません、今の質問で補助金を使ってということだったんですけど、町の補助金で準中型免許も取らせてもらえるということですか。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

こちら準中型免許につきましては、既に補助金要綱がございますので、そちらで分団長を通じて申請いただければ対応できるようになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 48 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 48 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 48 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 48 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開といたします。

午後 0 時 00 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 14 議案第 49 号 普通財産の無償貸付の変更についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 49 号 普通財産の無償貸付の変更についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、平成 30 年第 4 回奥多摩町議会定例会におきまして議案第 69 号として提出し、平成 30 年 12 月 11 日に議決していただきました普通財産の無償貸付につきまして、貸付期間に変更が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に

より、貸付期間について変更しまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、貸付の目的は、従前のとおり、特別養護老人ホーム琴清苑の建設用地でございます。

2、貸付の期間でございます。ここが変更箇所となりますが、変更前は 33 年間でありましたが、変更後は 54 年間とするものでございます。

3、貸付の相手方は、従前のとおり、東京都西多摩郡奥多摩町海沢 497 番地、社会福祉法人双葉会理事長、小峰望明氏でございます。

貸付期間の変更理由でございますが、琴清苑の建設に関しまして、当初設計では構造を鉄骨造として計画してまいりました。しかし、昨今、全国的に鉄骨の需要が増えており、鉄骨及びハイテンションボルト等の関連部材について発注してから納品されるまでに多くの時間を要するようになったため、鉄骨造では工期が延びてしまう可能性が高くなりました。

また、従前は鉄筋コンクリート造に比べて鉄骨造のほうがコスト的に有利でありましたが、全国的な需要増に伴う鉄骨及び関連部材の高騰で、余り差異が見られないようになっているということでございます。

これらの状況をかんがみ、鉄骨造から鉄筋コンクリート造に変更することとなりました。このことに伴いまして、貸付期間の根拠となります建物の耐用年数が延長されること並びに東京都からの指導によりまして、貸付期間の変更について改めて議会の議決を求めるものでございます。

議案書をおめくりいただきますと、配置図、各階平面図、立面図を添付してございます。こちらにつきましては事業実施主体であります双葉会より受領しました図面となっております。

図面の 2 ページ目以降でございます、小さい文字で申しわけございませんが、赤い文字及び赤い円で囲いをしたところに鉄骨造から鉄筋コンクリート造に変更した旨の事項が記載してございますので、ご参照をいただければと思います。

以上につきましてご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 49 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 49 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 49 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第49号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第50号 古里診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第50号 古里診療所の指定管理者の指定につきましてご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、古里診療所でございます。

2、指定管理者となる団体は、公益社団法人地域医療振興協会でございます。

3、指定の期間は、令和元年9月1日から令和4年3月31日までの2年7カ月とするものでございます。

なお、指定期間につきまして初回は3年間としておりますが、各施設の期間満了時期を年度末に統一しており、他の施設と同一の満了時期とするため、議案書に記載してございます指定期間となっております。

また、指定の期間につきましては、この9月1日からとなっておりますが、診療所の診療再開時期につきましては10月1日を予定しております。この理由につきましては、診療再開に当たっての許可申請並びに開設届、医師届を東京都に提出する必要があるのですが、その後、保健医療機関の指定を受けるため、厚生労働省に申請を行うなど、全体で1カ月程度の期間を要するため、診療再開は10月1日を予定するものですが、指定管理の開始日については9月1日とさせていただきます。

古里診療所の運営につきましては、これまで公設民営の形態によりまして皆川先生にお願いをしてまいりましたが、ご自身の健康上の問題から昨年11月27日をもって診療を終えており、現在休診となっております。

これらの経緯につきましては、平成 30 年第 4 回奥多摩町議会定例会におきまして、3 番、澤本幹男議員から一般質問をいただき、河村町長からご答弁を申し上げたところでございます。

その後、平成 31 年第 1 回町議会定例会におきまして、奥多摩町診療施設設置条例の一部を改正する条例のご決定をいただき、指定管理の導入を図ることが可能となりました。4 月には奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定によりまして、古里診療所の指定管理者の募集を行いましたところ、1 団体から応募がございました。

これを受けまして、4 月 22 日に開催しました奥多摩町指定管理者選定委員会におきまして、当該団体の事業計画書、収支予算書などを厳正かつ客観的に審査し、候補者の選定作業を行いました。

その結果、当該団体が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができ、施設の管理運営に適任であると総合的に判断しまして候補者として選定いたしました。

次に、指定管理者候補者の概要につきましてご説明させていただきます。別紙としまして次のページに概要がございますので、ごらんください。

名称は、先ほど申し上げましたとおり、公益社団法人地域医療振興協会でございます。

代表者は、理事長であります吉新通康氏でございます。

所在地は、東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号でございます。

設立年月日は、昭和 61 年 5 月 15 日でございます。

従業員数は 8,801 名でございます。

事業内容でございますが、こちらには 12 項目が記載されており、重立ったところで申し上げますと、6、へき地等に勤務する医師等の職業紹介及び派遣、9、へき地等に勤務する医師の確保等、へき地等の医療（介護を含む）を支援する病院等の開設及び運営管理の受託などとなっております。

以上が指定管理者候補者の概要でございますが、地域医療振興協会につきましては、地域医療への気概と実績を持つ医師を会員として、へき地を中心とした地域保健医療の調査・研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等、住民福祉の増進を図り、もって地域の振興に寄与することを目的としております。

また、同協会は全国各地で 70 を超える病院や診療所の直営並びに指定管理による運営を行っており、これらの施設はすべて自治医科大学の卒業生並びに協会の趣旨に賛同する他の医科大学の卒業生によって運営され、関係自治体や住民の方々から高く評価をされて

おります。

今回、古里診療所の指定管理者を応募するに当たっては、奥多摩町及び古里地区の地域保健医療の確保と質の向上等、住民福祉の増進を図り、町及び地区の振興に寄与したく応募いたしましたとの理由が示されております。

以上で、議案第 50 号 古里診療所の指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 50 号の質疑を行います。3 番、澤本幹男議員。

○3 番（澤本 幹男君） 3 番、澤本です。

古里診療所の指定管理ということで、早々に河村町長を始め、幹部の皆様のおかげでここに提出をいただきまして本当にありがとうございます。

古里地区に住む者にとりましては、今まであったものがなくなって非常に困っていました。また、近くの商店も人が少なくなったんじゃないかという話も聞いておりまして、本当にありがたく思っております。

2 点ほどちょっとお伺いしたいんですが、今まで車で送り迎えしていたんですけど、それは今後考えられているのが 1 点と、今、特定健康診査なんか今、奥多摩病院も混んでいるんで、それは再開するのかな、今年度。その 2 点ほどちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3 番、澤本議員の質問にお答えいたします。

送迎につきましては、この後、審議をしていただきます補正予算案の中で車両賃借料ということで計上しております。また、旧古里診療所の医師の皆川先生と指定管理者の候補者であります地域医療振興協会の先生で既に接触をしております、旧古里診療所の情報等を確認しております。バス路線や患者の送迎につきまして、道路情報や経営についてのお話も交換しております。そして、旧古里診療所の運転手でありました方につきましても現在仕事についてないという情報も得まして、地域医療振興協会のほうで雇用のお話を進めているということで確認しております。地域医療振興協会のほうで来院者の送迎につきましては既に考えており、そのことを確認している状況でございます。

それとあと次の町の特定検診につきましては、今現在、町内の医療機関と契約を結びまして既に実施している状況なんです、この特定健診につきましては期限が 10 月の 11 日までとなっています。古里診療所の再開が 10 月 1 日ということになりますので、来年度

からお願いするということになろうかと思しますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。4番、清水明議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

地域医療振興協会ということで、地域医療過疎地に大分力を入れられている医療団体のようにお見受けいたします。奥多摩にはぴったりの指定管理対象者ではないかなというふうに考えておりますけれども、1点だけ、事業内容の3に総合医の確立及び養成とございますけれども、ちなみに今回古里の診療所のほうは診療科目といたしますか、その辺はもうかたまっているのでしょうか。もしかたまっているとすれば教えていただきたいです。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 4番、清水明議員の質問にお答えいたします。

まず初めは内科医の先生が赴任するというので今お話が来ております。状況を見て整形医、皮膚科医や耳鼻科医の先生なども呼びたいというお話なんです、まだ現実に決まっていなものですから、そういうお話ということになります。

総合診療ができるように考えていきたいということで、また、皆川先生が力を入れておりましたリハビリ関係も、またその医療機器も利用していきたいということでお話を伺っております。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第50号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第50号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第15 議案第50号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第51号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を

求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 51 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定によりまして、議会のご同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 471 番地の 3、氏名、山宮敏夫、生年月日、昭和 25 年 2 月 10 日生まれでございます。

理由でございますけれども、固定資産評価審査委員会委員、山宮敏夫氏が令和元年 6 月 19 日をもって任期が満了となりますので、その後任といたしまして、同山宮敏夫氏を固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものでございます。

山宮敏夫氏の学歴、職歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございますが、平成 28 年 6 月 20 日から固定資産評価審査委員会委員を務められており、委員としての経験も豊富で、固定資産評価審査委員会委員として適任でございます。

議会のご同意をお願いするものでございます。

なお、山宮敏夫氏からは過日、ご内諾をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案のご説明といたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 51 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 51 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 51 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(師岡 伸公君) ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に、12番、須崎眞議員、1番、木村圭議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(師岡 伸公君) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

日程第16 議案第51号 山宮敏夫君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番、木村圭議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。12番、須崎眞議員、1番、木村圭議員に立ち会いをお願いいたします。

(事務局開票作業)

○議長(師岡 伸公君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、有効投票中、賛成票11票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、山宮敏夫君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについては、これを同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(師岡 伸公君) 次に、日程第17 議案第52号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

[副町長 加藤 一美君 登壇]

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 52 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,934 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 5,934 万 4,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

地方特例交付金は、額の確定に伴い 744 万 9,000 円を追加し、地方特例交付金の計を 804 万 9,000 円に、分担金及び負担金のうち負担金は 24 万 2,000 円を追加し、分担金及び負担金の計を 1,540 万 1,000 円に、国庫支出金のうち国庫負担金は、額の確定に伴い、子ども・子育て支援臨時交付金を 744 万 9,000 円減額、国庫補助金は、プレミアム付商品券事業費等の増に伴い 1,554 万 7,000 円を追加し、国庫支出金の計を 1 億 7,805 万 6,000 円に、財産収入のうち財産売払収入は、有価証券の売り払いに伴い 205 万 5,000 円を追加し、財産収入の計を 4,544 万 9,000 円に、繰入金のうち基金繰入金は、財政調整基金から 3,700 万円、社会福祉基金から 2,250 万円、合わせて 5,950 万円を繰り入れ、繰入金の計を 6 億 4,100 万 2,000 円に、諸収入のうち雑入は、2020 東京オリンピック・パラリンピック機運醸成事業助成金の増に伴い 200 万円を追加し、諸収入の計を 4 億 2,633 万 5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 7,934 万 4,000 円を追加し、歳入の合計額を 67 億 5,934 万 4,000 円とするものでございます。

次に、2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、総務費のうち総務管理費は、先ほど歳入でご説明いたしました有価証券の売払収入 205 万 5,000 円を減債基金に積み立て、総務費の計を 7 億 5,431 万 9,000 円に、民生費のうち社会福祉費は、琴清苑の建設に伴う都補助金 2,250 万円を社会福祉基金に積み立てるなど 2,419 万 2,000 円を追加、児童福祉費は 44 万 3,000 円を追加し、民生費の計を 14 億 1,043 万 9,000 円に、衛生費のうち保健衛生費は、古里診療所の再開に伴う増などにより 3,114 万 1,000 円を追加し、衛生費の計を 5 億 3,384 万 8,000 円に、商工費は、歳入でご説明いたしましたプレミアム付商品券の発行に伴う委託費等の増に伴い 1,390 万円を追加し、商工費の計を 4 億 6,803 万 4,000 円に、土木費のうち住宅費は 300 万円を追加し、土木費の計を 12 億 8,724 万 4,000 円に、教育費のうち教育総務費は 186 万 1,000 円を追加、保健体育費は 209 万円を追加し、教育費の計を 6 億 8,805 万 8,000 円に、予備費

は予算調整により 66 万 2,000 円を追加し、予備費の計を 1,526 万 2,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 7,934 万 4,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 67 億 5,934 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 52 号の説明を終わります。今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いします。

それでは、議案第 52 号について各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 52 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）の内容につきましてご説明いたします。

初めに、5 ページをお開きください。歳入でございます。

款 09 地方特例交付金 744 万 9,000 円の増は、幼児教育の無償化に伴う地方負担分を国において全額措置するため創設されました子ども・子育て支援臨時交付金について、当初予算では国庫負担金として計上しておりましたが、国からの事務連絡によりまして地方特例交付金として交付されることとなりましたため、計上科目を改めるものでございます。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 12 分担金及び負担金です。01 負担金、目 01 民生費負担金、節 02 社会福祉費負担金で 24 万 2,000 円の増額は、後ほど歳出でもご説明いたしますが、老人福祉法に基づき、やむを得ない事由により養護老人ホームに措置された方からの本人負担分を徴収するものです。

次に、款 14 国庫支出金です。項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金、節 02 児童福祉費負担金で子ども・子育て支援臨時交付金 744 万 9,000 円の減額は、先ほど企画財政課長から説明のありました地方特例交付金への予算を組み替えることによる皆減です。

次に、項 02 国庫補助金、目 05 衛生費国庫補助金、節 01 保健衛生費補助金で、感染症予防事業費等国庫補助金 164 万 7,000 円の皆増は、予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行により、風疹予防接種の成人向けの追加的対策事業として当該事業費の 2 分の 1 の額が交付されることとなったために計上するもので、詳細につきましては歳出でご説明いたします。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目 06 商工費国庫補助金 1,390 万円の皆増は、節 01 商工費補助金で、本年 10 月に予定されております消費税率の 10%への引き上げに際して、住民税が非課税の方や 3 歳未満の子どものいる子育て世帯に対して、消費税の引

き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することなどを目的として実施を予定しておりますプレミアム付商品券事業に係る補助金を計上するもので、内訳といたしましては、事務費補助金を590万円、事業費補助金を800万円、それぞれ補助率10分の10で計上するものでございます。

事業の内容につきましては歳出予算でご説明させていただきます。

○会計管理者（加藤 芳幸君） 次に、款16 財産収入、項02 財産売払収入、目02 有価証券売払収入の205万5,000円の増額は、説明欄にあります減債基金より保有しておりました国債を売り払ったための新たな額を計上するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6ページをお開きください。款18 繰入金です。項02 基金繰入金、目01 財政調整基金繰入金は3,700万円の増で、これは歳出予算の増に伴う財源不足分を当該基金から取り崩して財源調整を行うもので、補正後の財政調整基金繰入金額を1億8,510万円とするものです。

次の目06 社会福祉基金繰入金2,250万円の皆増は、社会福祉法人双葉会が予定しております琴清苑の建て替えに伴いまして、当初予算で同額を計上しております東京都からの地域福祉推進交付金について取り扱いを変更するものでございます。当初計画では、当該交付金を都支出金として受け入れた後、双葉会への補助金支出用に直接充当する予定で予算計上をしておりました。しかし、東京都では当該交付金が地域福祉の推進に資する事業に充当できる基金造成、または基金の積み増しに対し交付されるものとしているため、後ほど歳出でご説明をいたしますが、歳出で一旦社会福祉基金に積み立て、その後、基金から取り崩しを行い、改めて一般会計に繰り入れをした後で活用を図るよう東京都から指導がございましたため、社会福祉基金繰入金の予算を新たに計上させていただくものでございます。このため同一会計年度の中ではありますが、都からの交付金を受け入れた後、歳出にて基金への積み立てを行い、再度歳入にて基金から繰り入れを行い、その後、歳出で双葉会へ補助金として支出する予算措置を行うものでございます。

この結果、款17 繰入金の補正額は合計で5,950万円となり、補正後の繰入金合計額を6億4,050万円とするものでございます。

○教育課長（岡野 敏行君） 次の款20 諸収入、項05 雑入、目06 東京都市長会助成金でございますが、節02 オリ・パラ機運醸成事業助成金200万円を新たに計上するものでございます。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた事業で、補助率10分の10の助成金となっております。詳細につきましては歳出予算で説明をいたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次に、7ページをお開きください。歳出でございます。

款 02 総務費でございます。01 総務管理費、目 10 基金運用費は、(02) 減債基金費 205 万 5,000 円の増でございますが、これは先ほど歳入でご説明しました減債基金の運用収益を減債基金に積み立てるものでございます。

以上で、総務費の説明を終わります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、01 社会福祉総務費、節 19 負担金・補助及び交付金 7 万円の減額は、後ほどご説明します児童福祉司研修負担金の増に伴い、説明欄記載の社会福祉主事研修負担金 2 名分を 1 名としたことによるものです。

次に、10 社会福祉基金費、節 25 積立金 2,250 万円の増額は、先ほど歳入で企画財政課長が説明いたしましたが、当初予算で計上しました都支出金である地域福祉推進交付金を原資とし、社会福祉基金へ積み立てるものです。

次に、目 02 老人福祉費です。19 老人援護費、節 20 扶助費 176 万 2,000 円の増額は、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、老人福祉法の規定に基づき、やむを得ない事由により養護老人ホームに措置されました住宅火災による被災者を老人援護費により扶助するもので、その入所施設の利用料となります。

次の 24 老人福祉施設整備事業費、節 19 負担金・補助及び交付金につきましては、先ほどから説明をしております社会福祉法人双葉会への補助に関するもので、東京都の指導により説明欄記載の地域福祉推進交付金を従来型個室整備費補助金に名称変更を行ったもので、予算の増減はございません。

8 ページをお開き願います。項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、01 児童福祉費、節 19 負担金・補助及び交付金で 7 万 7,000 円の増額は、先ほど社会福祉主事研修負担金 2 名分を 1 名としたことに関係しますが、当初は 2 名を社会福祉総務費の予算で児童福祉部門の職員にも社会福祉主事の資格を取得させる予定でございましたが、子育て推進においては社会福祉主事より児童福祉司の研修を受けたほうが今後必要な資格取得に有利であることから、児童福祉費において児童福祉司研修負担金を新規に 1 名分計上するものです。

次に、06 乳幼児医療費町単独助成事業費、節 20 扶助費 6 万 6,000 円の増額は、対象者の増加により医療費が多くなり、5 月の時点の支払いで当初の見込みより予算額が上回ってしまったことから、社保分の医療費を増額するものです。

次に、目 02、01 保育所措置費は財源組み替えによるもので、予算の増減はございません。

次に、目 03 児童健全育成事業費、01 放課後児童健全育成事業費 30 万円の増額は、節 04 共済費、細節 07 臨時職員社会保険料等の増によるもので、説明欄記載の臨時職員分である社会保険料等を計上するものです。

以上で、款 03 民生費の説明を終わります。

次に、款 04 衛生費です。項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、03 古里診療所事業費は 2,686 万 6,000 円の増で、これは先ほどご決定をいただきました古里診療所の事業費となります。

初めに、節 11 需用費 15 万円の増額は、診療再開に伴い、必要と見込まれる設備修繕費を計上しております。

9 ページをお開き願います。節 12 役務費 30 万円の増額は、現在ある医療機器の調整料を見込むものです。

次の節 14 使用料及び賃借料の増額は、説明欄記載のとおり、新しく使用する医療機器使用料 80 万円、通勤範囲内で看護師が雇用できない場合の看護師用住宅賃借料 50 万円、また、臨時や応援医師の対応に備えた医師宿泊施設借上料 9 万円を計上しております。また、パソコンなどの事務用機器使用料 120 万円、旧古里診療所同様来院者の送迎を行うための運行車両としての車両賃借料 50 万円、施設備えつけの A E D 使用料 5 万 6,000 円を計上するものです。

次に、節 15 工事請負費は 700 万円の皆増となります。こちらにつきましては診療所内の改修工事費として、壁張り替え工事、トイレ改修工事及び受付のガラス窓取り外し工事費と通勤圏外である場合の医師等の住宅等改修工事費を見込み計上するものです。

次に、節 19 負担金・補助及び交付金は 1,627 万円の皆増となります。こちらは 3 月の第 1 回町議会定例会でご決定をいただきました診療施設設置条例の一部を改正する条例におきまして、指定管理者に診療施設を適切かつ継続して運営ができるよう、予算の範囲内で診療施設運営交付金を支払うことができると規定いたしました。今回、運営交付金として診療所設置の場合の地方交付税算入相当額 710 万円と、次の経営安定化交付金につきましては、診療再開からしばらくの間、収支状況が不安定と想定され、地域医療振興協会から示された予算案をもとに所要の金額として 917 万円を算出し、計上するものです。

次に、目 02 予防費、03 感染症予防対策事業費です。節 11 需用費、印刷製本費 3 万 2,000 円の増額は、追加的対策として行う風疹の第 5 期予防接種の受診票、予診票の印刷を西多摩医師会との協議の中で、西多摩市町村で統一の様式で印刷することとしたためでございます。

次に、節 12 役務費、通信運搬費等 2 万 1,000 円の増額は、風疹抗体検査ワクチン接種受診時の無料クーポン券を送付する郵券代となります。

次に、節 13 委託料 422 万 2,000 円の増額は、風疹追加対策の予防接種等医療費とその対応に必要な健康管理システムの改修委託料を計上するものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、10 ページをお開きください。款 07 商工費、項 01 商工費、目 01 商工総務費、事業 04 プレミアム付商品券事業費の 1,390 万円の皆増は、歳入でもご説明させていただきましたが、本年 10 月に予定されております消費税率の 10%への引き上げに際し、住民税が非課税の方や 3 歳未満の子どものいる子育て世帯に対して実施を予定しておりますプレミアム付商品券事業に係る費用を計上するものでございます。今回のプレミアム付商品券につきましては、1 枚 500 円の商品券が 10 枚つづりで 1 冊となり、1 冊 5,000 円分の商品券を 4,000 円で購入できるものとなります。対象者が購入できる回数は 5 回までとなりますので、商品券の額面の上限でございます 2 万 5,000 円を 2 万円で購入できることとなります。

予算といたしましては節 03 職員手当等の 60 万円は、事務処理にかかる超過勤務手当を見込み、節 11 需用費の 30 万円は、プリンタートナーなどの消耗品費を見込み、節 12 役務費の 13 万 2,000 円は、対象者等への通知に係る郵券代を見込み、節 13 委託料の 1,286 万 8,000 円は、プレミアム付商品券事業業務委託といたしまして、商品券のプレミアム分 20%に当たる実費分と加盟店募集から商品券の作成、販売、換金手続に係る一連の業務を一括で委託するための費用を計上するものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費についてご説明申し上げます。項 04 住宅費、目 01 住宅管理費の 300 万円の増額は、節 11 需用費で町公営住宅に係る修繕費を増額するもので、この 4 月の 1 カ月間に町公営住宅におきまして 5 件の退去申請が重なり、新たな入居者の募集を行うため、早急に空家修繕を行う必要が生じたため増額するものでございます。修繕内容といたしましては、壁紙の張りかえ修繕、建具修繕、水回り修繕を見込むものでございます。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○教育課長（岡野 敏行君） 次に、款 10 教育費でございます。項 01 教育総務費、目 02 事務局費でございますが、節 07 賃金 186 万 1,000 円を新たに計上するものでございます。教育課では平成 30 年 9 月より臨時職員 1 名を雇用しており、総務課所管の予算の中

で応急的に対応していたところですが、継続して雇用することとなったため、教育費の賃金として計上させていただくものでございます。

次に、11 ページをお開きください。項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費、節 13 委託料 209 万円を新たに計上するもので、歳入のところで説明いたしましたオリ・パラ機運醸成事業助成金を充てるものでございます。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会にて実施される競技に係るグッズを製作し、町内の学校やイベント会場で配布することで、競技への関心を高め、大会への機運醸成を図るもので、のぼり旗、バッジ、横断幕の作成等が対象となっておりますのでございます。

款 10 教育費については以上です。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 14 予備費の 66 万 2,000 円の増は、財源調整によるものです。

○総務課長（天野 成浩君） 最後に、給与費についてご説明させていただきます。12 ページ、一般職の給与費明細書をごらんください。上から 3 行目比較の欄でございます。職員手当は 60 万円、合計で 60 万円の増額でございます。職員手当の内訳で記載しておりますが、超過勤務手当は、商工費の科目でご説明いたしましたように、必要額を増額するものです。

以上で、議案第 52 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 52 号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑は、歳入歳出含めて一括して行います。

それでは、議案第 52 号の質疑を行います。2 番、大澤由香里議員。

○2 番（大澤由香里君） 大澤です。

歳出で言いますと 10 ページのプレミアム付商品券事業についてですが、対象の世帯が 3 歳未満の子どもが属する世帯、それから住民税非課税世帯ということですが、何世帯ぐらい町ではいらっしゃいますでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

3 歳未満の子どもがいる子育て世帯及び非課税世帯の対象者数のご質問でございます。今回 3 歳未満の子どもがいる子育て世帯につきましては、基準日が 6 月 1 日基準日となります。基準日現在では 52 世帯で、対象の子どもの数は 56 名となります。

また、平成 31 年度の住民税が非課税の方につきましては約 2,000 人となります。この

2,000人の中には、今回の対象外となります住民税の課税者に扶養されている方並びに生活保護者等、今回の対象外の方も含まれております。また、今回、対象者が住民税非課税の方であるため、対象者全員が購入するかどうか不明な点もあるということから、予算といたしましては、対象者を約8割で見込み1,600人の予算で見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。3番、澤本幹男議員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

11 ページのオリ・パラ機運醸成グッズ作成委託ということですけど、これは作るに当たっての委託ですけど、何か作成するバッジとか、旗とか、何か子どもたちのご意見を求めるとか何かアイデアとかがあるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（師岡 伸公君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 3番、澤本議員の質問にお答えします。

オリ・パラ機運のグッズの作成について、何か意見を集める予定があるかということですが、今現在まだ詳細な概要が決まっておりませんので、作成内容についてはまだ検討中ということでございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。8番、高橋邦男議員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

5ページをお願いします。歳入のほうの財産収入のとこなんですけど、もしかして聞きそびれたところがあるかもしれませんので、そういうときはお許してください。有価証券の売却収入、一つは種類ですね、内容について。それからもう一つは、減債基金の積み立てということで売却したと思うんですけども、この狙いというんですか、目的というか、あるいは理由になるかもしれませんが、その辺についてということで2件お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 会計管理者。

○会計管理者（加藤 芳幸君） それでは、8番、高橋議員のご質問にお答えします。

まず種類とか内容ですが、ちょっと個々には解りづらい面もありますので、基金全体のことですとか、運用に関しての経過を含めてご説明させていただきます。現在、町では基金の保管につきましては、主に指定金融機関の普通預金で行いまして、資金に余裕のある期間のみ、その一部を定期預金、または債券の購入に充てまして、運用し、利子収入を得ております。平成30年度につきましては、西東京農協に6カ月の定期預金として8億円、12カ月の定期預金としまして、こちらは庁舎建設基金の4億5,000万円を充てまして、

合計で 12 億 5,000 万円の定期預金の運用を行っております。この定期預金につきましては、現在いかにせん利息が非常に低いものですから、28 年度まで年 0.04 だったんですけども、29 年度からちょっと農協さんと交渉しまして、倍の 0.08 にはなったんですが、それでも 12 億 5,000 万円に対しての半分は半年なんで、1 年分ないんですけども、1 年の合計として約 52 万円の利子収入ということになっております。

また、債券の購入につきましては、先ほど議員からありましたように減債基金から約 3 億円の運用を行っております。これは 1 億円の債券を 3 本ということですが、これにつきましても今までずっと利子収入だけを見込んで購入して、毎年の債券に対しての利息、これが 150 万円程度ありましたので、非常に景気が悪くなかった関係で、そのみで運用を図ってきたんですが、金融緩和の措置の一つでマイナス金利政策、これの影響が非常に大きくて、現在持っている債券をそのまま利息だけを得るよりは、ここで売って、新しい債券に入れかえたほうが持ち続けるより大分利益が上がるということを証券会社のほうから提案を受けまして、これにつきましては昨年の 7 月に東京都債 3 億円を売却しまして、政府保証債を 3 億円の入れ替えを行いました。このときは入れ替えに対しての収益で約 668 万円の利益を得ております。

また、今年の 2 月には、昨年購入した政府保証債よりランクの高い、より安全な日本国債が追加の資金なく、入れ替えで買い替えができるということで、そちらも 2 月に政府保証債からより安全な日本国債に入れ替えを行いました。このときにつきましても結果 113 万円の利益を得ることができております。

そして今回の 200 万 5,000 円のところに来るんですが、今回の収入につきましては、当初 2 月に政府保証債から国債にしたときは、日本国債が一番堅実なんですけど、逆に言えば、大きく売買利益が出たり、そういうことはなく、ただ、いざお金が必要なときにはいつでも買い手がいるんで、買いやすい債券として人気があるということで、年利については 0.5% の国債で、そちらを主に購入したものなんですけど、皆さんご存じのとおり、ゴールデンウィークの周りでトランプ大統領が中国に仕掛けました貿易戦争、高関税政策ですね。これにより世界経済の行き先に対する不安が非常に起きまして、為替の変動ですとか、株価の急落、これをもって世界の投資家がアメリカ国債なりいろんな国債あるんですけども、日本の国債が一番安全だということで、そちらに乗り換える動きがありまして、そのときにまた証券会社のほうから、普段日本国債ではこういう大きな動きはないんですけども、このトランプさんのおかげで非常にそういう動くタイミングなので、一度売ったらどうですかという提案がありまして、これにつきましても取得してまだ 2 カ月ちょっとなんです

が、200万円以上の利益が出るよということで売却に踏み切り、今回の205万5,000円の収入を得るという結果になっております。これにつきましても、別に利息の収入もありますので、合計ですと226万4,000円の利益を受け取るということです。

結果、昨年7月から3回ほど売り買いをしたんですが、10カ月足らずなんですが、債券自体の売買の利益としては合計で886万1,000円、それに伴う利金の収入が122万9,892円となりまして、合計で1,000万以上の利益を得ることができております。

基本的には投資家ではないんで、大きな売り買いでちょこちょこ利益を得るようなことではないんですが、安全なもので、安全な範囲で証券会社からの提案でいいのがあれば、これからも少しでも利益が出れば、そういう形で動いていきたいと思っていますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 先ほどのプレミアム付商品券についてですけれども、対象世帯に郵送するということですが、ちょっと分かりづらいので、説明会とかそういうものは行うのかどうか。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、大澤由香里議員のご質問にお答えいたします。

説明会を行うかどうかというご質問でございますけれども、現段階では特に説明会というものは考えてございません。予定でございますが、8月5日の自治会の文書配布時にチラシを作成いたしまして、チラシと申請書を含めて全戸配布を考えております。そのほかには広報おくたまによりまして、分かりやすい周知を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 今のプレミアム付商品券についてですけれども、購入するときは、対象の方が町へ行って買うようになるんですか。それとも郵送で送るとかそういうことなんですか。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、大澤由香里議員のご質問にお答えいたします。

買うときというところなんですけれども、まず申請をいただいて、こちらで対象者かどうかという審査をさせていただきます。その後、対象者になられた方につきましては、商

品券の引換券を郵送させていただきます。その引換券を持ちまして、現在まだ補正予算の可決前でございますので、予定ということでご理解いただければと思うんですけれども、現在、商品券の購入につきましては、郵便局での引き換えを考えております。これは郵便局が全国的に商品券の引き換えを請け負うということの表明をしておりますので、町といたしましても氷川、古里、小河内、日原ということで4カ所の郵便局がございますので、平日そちらで考えております。また、土日の部分につきましては、まだこちらも現在検討中でございますが、観光協会等を含めてポイントポイントで購入できるようにフォローしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第52号の質疑を終結します。

次に、議案第52号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 済みません、意見を言わせていただきます。

3歳未満の家庭と非課税世帯が対象となるプレミアム付商品券は、消費を伸ばすという目的のほかに、消費税増税の影響を抑えるためとの説明がされています。暮らしの大変な世帯ほど、商品券での買い物はあくまで生活必需品の購入を現金から商品券に置き換えるだけになり、消費を増やすことにはつながりにくいことは容易に想像がつかます。また、非課税世帯については、申請引換券の購入と手間がかかること、まとまった出費が難しいなどの理由から商品券を最大限活用できない心配もぬぐえません。しかも、そうして得られる金額は最大5,000円です。

10月からの消費税引き上げでは、食品は対象外といっても既に食品は徐々に値上げされたり、内容量が減らされたりして実質値上げが進んでいる上に、6月1日からは紙製品、カップめん、油などの食品や生活必需品、映画チケットなどの値上げがされています。とてもこうした影響を5,000円でカバーし切れるとは思えません。

担当課のほうでは、プレミアム付商品券について分かりやすい案内や対象世帯の方が購入できるような準備を進めており、努力されていることは理解します。

しかし、これほどの労力を担当課に課し、半年限りのプレミアム券を出すくらいなら消費税の引き上げをしなければいいだけのことです。

私は、国の施策としての消費税の引き上げと、それを取り繕うための自治体への余計な負担の押しつけを許すことはできません。町には消費税増税の影響は、このような小手先の施策では抑えられないことを国に意見し、町民の生業も暮らしも壊す消費税増税は中止にすることを強く要望していただきたいと思います。

以上、町民に負担増となる事案ではないため反対はいたしません、意見として言わせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 今回の意見で反対ではないという取り扱いですね。

それでは、ご意見として伺い、ご異議なしと認めます。よって、これより採決をいたします。

日程第 17 議案第 52 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 52 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦についてを議題とします。

事務局長に説明させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 日程第 18 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦についてご説明申し上げます。

東京都後期高齢者医療広域連合では、議会議員の 2 年の任期の満了による選挙を本年 3 月 1 日に告示しております。この広域連合の議会の議員の定数は、連合会規約第 7 条の規定により 31 人でございます。区の議会議員のうちから 17 人、市の議会議員のうちから 12 人、町村の議会の議員のうちから 2 人が選挙にて選出されることとなっております。

この候補者につきましては、同規約第 8 条により候補者となるには所属する議会の推薦が必要と定められておりますので、本日ご審議をお願いするものでございます。

候補者となる資格は全議員が有しておりますが、東京都町村議会議長会では選挙の円滑かつ迅速な執行を図るため、西多摩郡と島しょ地区の正副会長が所属する議会からそれぞれ 1 名候補者を推薦することで協議が調っております。当町議会の師岡伸公議長は、去る 5 月 16 日に開催されました東京都町村議会議長会の定期総会におきまして会長に就任をされております。

なお、広域連合議会議員の任期予定は、令和元年 7 月 2 日から令和 3 年 7 月 1 日までとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

候補者の推薦の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定を準用し、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、候補者の推薦の方法については指名推薦とすることに決定しました。

指名につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、指名につきましては議長が指名することに決定しました。

申し上げます。東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦には、私、師岡伸公を指名します。

それでは、お諮りします。ただいま指名した者を東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、私、師岡伸公を東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者に推薦することに決定しました。

次に、日程第 19 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、朗読いたします。

議請願第 2 号 令和元年 6 月 11 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長師岡伸公。請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 1 件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 2 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第 4 号、受付年月日、令和元年 5 月 15 日、件名、「奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書」。

陳情人の氏名、兵庫県西宮市分銅町 1 - 4、一般財団法人日本熊森協会会長、室谷悠子。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第4号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号については所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

今会期中に審査を終了いたしますようよろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は6月13日となっておりますので、明日6月12日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、明日6月12日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は、6月13日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時21分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員